

犯罪被害者支援弁護士制度創設 に向けた課題

弁護士 江 藤 里 恵
(第二東京弁護士会)

本報告の背景と目的



- 2024年4月、総合法律支援法が一部改正
→**犯罪被害者支援弁護士制度が導入される（2026年～）**
- 具体的な制度の内容は現在、検討中である

犯罪被害者支援弁護士の業務範囲は？

対象犯罪の範囲は？

利用者の資格要件は？

必要な知識を有した弁護士の確保は？

経歴

- 2007年 慶應義塾大学法学部法律学科 卒業
 - 2010年 慶應義塾大学大学院 法務研究科修了
 - 2012年 司法試験合格（第66期）
 - 2013年 第二東京弁護士会登録、都内法律事務所入所
 - 2016年 諏訪坂法律事務所開設、入所 現在に至る
- 【主な役職】 日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会 幹事
第二東京弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長

弁護士による被害者支援

- 1 法律相談（刑事と民事の各手続きの案内等）
 - 2 示談交渉
 - 3 捜査機関との窓口
 - ・弁護士は依頼者とメールでの連絡も可能
 - ・実務的に難しい場合の被害者への説明
 - 4 都民センターなど関連団体との連携や調整
 - 5 被害者参加弁護士としての活動
 - ・被害者の意向との調整、公判活動の補助
 - 6 心情意見陳述（刑訴法 292 条の 2）の作成サポート
 - 7 マスコミ対応
 - 8 損害賠償請求
 - ・通常訴訟、損害賠償命令申立て
 - ・犯罪被害者等給付金申請
 - 9 関連・派生の紛争や事件等の対応
 - ・DV事件の場合の離婚
 - ・相続に関する手続き
 - ・保険会社対応
- 等々

弁護士による被害者支援

犯罪被害者は事件直後から、様々な対応を迫られる
マスコミ対応、捜査機関とのやり取り、転居、転校、示談交渉…

弁護士は、民事・刑事いずれの範囲でも活動できる

→事件直後からあらゆる困難に直面する犯罪被害者に対し幅広く、かつ、
一貫したサポートが可能である。

弁護士による被害者支援の課題

1、費用の問題

弁護士に依頼する際、犯罪被害者にとって最も気になることは費用の問題

→国費による制度は、刑事裁判における被害者参加弁護士制度のみ

しかし、被害者参加対象事件は限定されている。

そもそも、訴訟外の活動も多い

弁護士による被害者支援の課題

1、費用の問題

費用の問題を理由に、支援を受けることを諦める方も

支援を受けるタイミングが遅くなり、選択肢が狭まってしまうこともある

- ・日弁連委託援助制度 ← 弁護士会会費を基に運営されており非恒久的
- ・民事法律扶助 ← 刑事事件の対応は不可
- ・各都道府県の条例に基づく制度等の利用
(例：東京都犯罪被害者支援条令)

弁護士による被害者支援の課題

2、人材確保の問題

犯罪被害者支援という業務が認知されるようになり、相談希望件数は増加

扱う内容が多く、また、性質上、業務全体に対する負荷は軽い

一方で、報酬は、他の事件と比較して低額な傾向、人材が集まりにくい

犯罪被害者支援弁護士制度への期待

【支援弁護士の業務範囲】

犯罪被害者は、事件直後からの支援を必要とする場合が多い

→訴訟外の活動を対象範囲とすることで、犯罪被害者の選択肢も増える

犯罪被害者支援弁護士制度への期待

【対象事件】

被害者参加対象事件に限定されると、
例えば撮影罪やストーカー規制法違反事件といった事件は対象外となる

事件の性質上、被害者が、加害者側と直接やり取りをすることが困難なことが多く、
連絡先などの個人情報可能な限り秘匿しつつ権利を実現するためにも、
代理人をつける必要性は高い

現在の日弁連委託援助制度の対象事件

「生命身体自由、性的自由、DV、ストーカー規制法違反事件」等を対象に

犯罪被害者支援弁護士制度への期待

【資力要件】

国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人の資力（現金、預金などの資産の合計額）から当該犯罪行為を原因として、選定請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額が**200万円未満の場合**

日弁連委託援助制度

申込者の資力から当該犯罪行為を原因として申込日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を控除した額が**300万円以下**

犯罪被害者支援弁護士制度への期待

【資力要件】

事件により職を失い、あるいは心身の不調等に陥り、長期にわたり経済的に不安定な状況となる方も少なくない

支援を必要とする方が利用を躊躇しない制度である必要がある

犯罪被害者支援弁護士制度への期待

【人材確保】

- ・研修制度の充実
精通弁護士名簿の登載要件（複数回以上の研修受講等）

若手弁護士との共同受任
- ・弁護士が支援業務を継続できる報酬体系

ありがとうございました

